

苫小牧市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月30日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費の交付)

第2条 政務活動費は、苫小牧市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。

(政務活動費の月額)

第3条 政務活動費の月額は、各月の初日(以下「基準日」という。)における会派の所属議員(基準日に、辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡し、又は所属する会派から脱会した議員を除く。)の数に25,000円を乗じて得た額とする。

(政務活動費の交付の方法)

第4条 市長は、4月30日に、4月分の政務活動費の月額に12を乗じて得た額をその年度分の政務活動費として交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、当該任期の満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、その日の属する月)以後の月数分を、当該翌月の末日に交付する。

3 前2項の規定により政務活動費を交付する日が休日(苫小牧市の休日に関する条例(平成3年条例第17号)第1条第1項に規定する休日をいう。)に当たるときは、順次これを繰り上げるものとする。

4 基準日において議会の解散があった場合は、その月の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、規則で定めるところにより、議長を経由して市長に申請しなければならない。

(所属議員の数の異動に伴う調整等)

第5条 政務活動費の交付を受けた会派は、年度の途中において所属議員の数に異動があった場合において、既に交付を受けた政務活動費の額(以下「既交付額」という。)が当該異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額(以下「算定額」という。)を下回るときは、当該下回る額に相当する政務活動費の交付を受けることができる。

2 政務活動費の交付を受けた会派は、年度の途中において所属議員の数に異動があった場合において、既交付額が算定額を上回るときは、当該上回る額に相当する政務活動費を返還しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散したときは、当該会派は、解散の日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、その日の属する月)以後の月数分の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費の使途)

第6条 会派は、別表に定める経費以外の経費に政務活動費を使用してはならない。

(経理責任者)

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

2 会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書その他の支出を証すべき書類(以下「領収書等」という。)を整理しなければならない。

(収支報告書の提出及び保存)

第8条 会派の経理責任者は、前年度の交付に係る政務活動費について、4月30日までに、次の事項を記載した政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)に領収書等を添えて、議長に提出しなければならない。

(1) 会派の名称及び経理責任者の氏名

(2) 交付を受けた政務活動費の総額

(3) 別表に掲げる経費の区分ごとに支出に充てた政務活動費の額及びその主たる支出の内訳

(4) 第2号の額から前号に規定する額の合計額を控除して残余がある場合は、その残額

2 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の経理責任者であった者は、当該解散の日から30日以内に、収支報告書に領収書等を添えて、議長に提出しなければならない。

3 議長は、収支報告書の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

4 議長は、提出を受けた収支報告書及び領収書等を、提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(政務活動費の返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において支出に充てた政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月5日条例第18号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第16号改正)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月12日条例第28号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月22日条例第25号改正)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

区 分	内 容
調査研究費	会派が行う本市又は先進地等の行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会派が研修会等を開催するために要する経費及び他の団体等が開催する研修会等に参加するために要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について住民への報告等のために要する経費
広聴費	会派が行う市政及び会派の活動に対する住民の要望、意見等を聴くための活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情活動を行うために要する経費
会議費	会派が会議等を開催するために要する経費及び他の団体等が開催する会議等に参加するために要する経費
資料作成費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用するために要する経費
事務所費	会派が行う活動のために必要な事務所の設置、管理等に要する経費